

# 令和8年度 利用申込・受付要項

秋田県立岩城少年自然の家

## 1 利用について

令和8年度も、自然の中での宿泊や、集団での活動など、様々な体験活動を通して豊かな人間性の育成を図ることをねらいとして運営いたしますので、ご利用よろしくお願いたします。

利用受入については、以下のことを原則としますのでご理解をお願いいたします。

- (1) 宿泊利用については、1日あたりの入退所をそれぞれ2団体までとし、利用者は180人までとします。日帰り利用、宿泊利用と日帰り利用との重複については、利用者数の上限を定めず受入をいたします。
- (2) 宿泊利用は、原則として火曜日から土曜日とします。令和6年度まで設定していた宿泊利用枠（宿泊利用は火曜日と木曜日）は設けません。また、日帰り利用については、曜日の限定をせずに受入をいたします。
- (3) 学校・園等については、利用日の調整を行い昨年12月までに利用日を決定し、伝達済みです。

## 2 受入について

- (1) 当施設の運営趣旨をご理解いただいた学校・社会教育施設等の団体が利用できるものとします。利用の手引きをもとに、活動内容や利用時の留意点を必ずご確認ください。
- (2) 利用期日については、電話やメールでご相談を受けた後決定いたします。
- (3) 利用に当たっては『利用申込書』『利用に関わる提出書類様式（まるっとファイル）』を提出いただきます。『利用申込書』は、利用月の前月15日までの提出をお願いいたします。
- (4) 4月13日（月）から10月25日（日）までの期間に利用される団体の代表者は、以下に記す利用相談会への出席をお願いいたします。

## 3 申込・受付の流れ

『令和8年度利用申込・受付要項』を当施設HPで公開	
受入の決定	・電話等での問い合わせを受け、諸条件により利用の可否を決定します。
『利用申込書』の提出	・利用前月の15日までの提出を原則とします。『利用申込書』の提出を受けて申込の受理(仮)とします。
『利用に関わる提出書類様式（まるっとファイル）』の提出	・利用相談会の週の金曜までに仮案を提出していただきます。11月以降の利用については、利用日の4週間前まで仮案の提出をお願いいたします。2週間前までに成案を提出していただきます。
『利用許可書』の発行	・『利用に関わる提出書類様式（まるっとファイル）』の利用申請書の提出を受け、利用当日に『利用許可書』を発行いたします。

※『利用申込書』『利用に関する提出書類様式（まるっとファイル）』はホームページからダウンロードしてご利用ください。

## 4 利用相談会

施設の利用方法や活動内容と場所、活動計画の作成等について相談を受けたり、利用日が重なる団体の活動内容の調整をしたりするために開催いたします。各団体の代表者（担当者）1人以上の出席をお願いいたします。開催日1ヶ月前に対象の団体に開催の案内を通知いたします。

	利用相談会開催期日	利用期間
1回目	令和8年4月13日（月）	4月20日（月）～6月7日（日）
2回目	令和8年5月11日（月）	6月8日（月）～6月28日（日）
3回目	令和8年6月8日（月）	6月29日（月）～8月30日（日）
4回目	令和8年8月3日（月）	8月31日（月）～10月25日（日）